

## 公述人1(会場②さいたま新都心合同庁舎)

意見の概要：

今回の利根川・江戸川河川整備計画策定に向けた手続きは、有識者会議の議論の進め方・度重なる会議の延期、そしてこの河川整備計画原案の唐突な提示、今回きりと言われるパブコメ募集、公述人募集など、法と秩序を守り、民主国家の公僕としての国家公務員が進めているとは思えないほど、非常識で、いろいろな意味で国民を馬鹿にした、傲慢なものと感じざるを得ない。あらためて1997年河川法改正の本旨を踏まえ、河川整備計画の策定作業を民主的に進めることを求める。

鋼矢板やソイルセメント連続地中壁を堤防中心部に設置する「ハイブリッド堤防」は安価で検討に値する堤防技術である。この安価なハイブリッド堤防技術を早急に実験して導入を検討すべきであり、この技術を用いて、利根川の堤防を耐越水堤防に変更した利根川水系河川整備計画の策定を求める。

生物多様性保全が人類の大きな課題となっており、日本も生物多様性条約に基づいて策定された「生物多様性国家戦略」のもと、生物多様性を保全するための様々な事業が進められている。したがって、国交省も生物多様性を重視した利根川水系河川整備計画を策定すべきである。過去の治水最優先の施策の中で行われたダム建設、河口堰建設、スーパー堤防建設などで失われた江戸川及び利根川の自然をできるだけ取り戻すとともに、劣化した生態系サービスを回復させる事業も明記した利根川水系河川整備計画の策定を求める。